

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 8 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月から 52 年 3 月まで

昭和 52 年 4 月以降に国民年金保険料の未納の通知が届いたため、妻が夫婦二人分の保険料を A 市役所の窓口か同市役所内の金融機関に納付しているので、申立期間が未納となっていることに納付できない。

なお、妻が私の年金を満額受給させるため、私が 60 歳に到達した後も 8 か月分の保険料を納付しているので、申立期間の記録が訂正された場合、60 歳以降に納付した 8 か月分の国民年金保険料を還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 8 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているほか、納付日が確認できる昭和 60 年 4 月から平成 17 年 7 月までの保険料は、申立人夫婦いずれも期限内に納付していることから、申立人夫婦の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、A 市が保管する申立人に係る被保険者名簿によると、申立人の同市での国民年金の転入手続は昭和 53 年 1 月 18 日となっており、その時点では、申立期間は過年度に係る国民年金保険料であることから同市が過年度保険料の納付書を発行することはできないものの、社会保険事務所が保管する申立人夫婦に係る特殊台帳には、同市への住所変更が 51 年 8 月 16 日、同市を管轄する社会保険事務所の台帳移管が 52 年 1 月 5 日と記載されている上、申立人の妻は、52 年 4 月以降に同市か社会保険事務所から保険料の未納の通知（納付書）が送られてきたため、同市役所窓口か同市役所内の金融機関で、申立期間に係る夫婦二人分の保険料を一括して納付したとしており、社会保

険事務所が発行した過年度保険料の納付書で同市役所内の金融機関において納付することが可能であったことから、申立期間の保険料を妻が一括して納付したとする申立人の主張に不自然な点は見られない。

さらに、申立人夫婦は、申立期間当時、自営業で生計を立てて、国民年金保険料を納付するのに十分な資力があつたとしていることから、納付が困難であったとは考え難いため、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 8 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月から 52 年 3 月まで

昭和 52 年 4 月以降に国民年金保険料の未納の通知が届いたため、私が夫婦二人分の保険料を A 市役所の窓口か同市役所内の金融機関に納付しているので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 8 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているほか、納付日が確認できる昭和 60 年 4 月から平成 17 年 7 月までの保険料は、申立人夫婦いずれも期限内に納付していることから、申立人夫婦の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、A 市が保管する申立人に係る被保険者名簿によると、申立人の同市での国民年金の転入手続は昭和 53 年 1 月 18 日となっており、その時点では、申立期間は過年度に係る国民年金保険料であることから同市が過年度保険料の納付書を発行することはできないものの、社会保険事務所が保管する申立人夫婦に係る特殊台帳には、同市への住所変更が 51 年 8 月 16 日、同市を管轄する社会保険事務所の台帳移管が 52 年 1 月 5 日と記載されている上、申立人は、52 年 4 月以降に同市か社会保険事務所から保険料の未納の通知（納付書）が送られてきたため、同市役所窓口か同市役所内の金融機関で、申立期間に係る夫婦二人分の保険料を一括して納付したとしており、社会保険事務所が発行した過年度保険料の納付書で同市役所内の金融機関において納付することが可能であったことから、申立期間の保険料を一括して納付したとする申立人の主張に不自然な点は見られない。

さらに、申立人夫婦は、申立期間当時、自営業で生計を立てて、国民年金保険料を納付するのに十分な資力があつたとしていることから、納付が困難であつたとは考え難いため、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 2 月から同年 6 月までの期間及び 55 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 8 月から 54 年 3 月まで  
② 昭和 55 年 2 月から同年 6 月まで  
③ 昭和 55 年 10 月から同年 12 月まで

実際はA市に住んでいたが、住民票は昭和 55 年 1 月までB町に残していた。申立期間の国民年金保険料は納付書等で納付していたので、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

②及び③の申立期間は、それぞれ 5 か月、3 か月と比較的短期間であるとともに、②の申立期間については、申立人が保有する預金通帳の昭和 55 年 4 月 28 日の支払金額欄に、昭和 55 年度第 1 期国民年金保険料額と同じ額の記載があり、③の申立期間については、同預金通帳の 55 年 12 月の支払金額欄に当該期間の国民年金保険料額に見合う額が記載されている。

また、申立人は、③の申立期間直後の昭和 56 年 1 月からは国民年金保険料を口座振替で納付しているとともに、当該申立期間後の国民年金加入期間について、すべて納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられ、②及び③の申立期間の保険料を納付していたものと推認できる。

一方、①の申立期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 54 年 3 月以降にB町で払い出されたことが推認され、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関係資料（家計簿等）が無い上、住民票の届出をしていたB町又は現住していたA市のいずれかで納付していたかなど保険料の納付状況の記憶が曖昧であり、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 2 月から同年 6 月までの期間及び 55 年 10 月から同年 12 月まで期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から同年9月まで

昭和48年7月から同年9月までの3か月分の納付を忘れていたので、当時国民年金保険料を集金していた女性に、納付が遅れた分はA市役所に直接持参すべきか確認したところ、ここでもよいと言われ、同年7月から同年9月までの3か月分と同年10月から同年12月までの3か月分の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和42年6月から国民年金に任意加入している上、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人は国民年金制度に対する関心が高く、かつ、国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付に関する記憶は具体的であり、申立人が保険料を納付したとする相手はA市が回答した申立人の地区担当の国民年金委員と姓などが一致しており、申立人の主張には不自然な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 16 日まで

私が 60 歳になり、厚生年金保険の受給手続をするため、社会保険事務所へ出向いたときに、A 事業所に勤務していた期間について脱退手当金が支給済みとされていることを初めて知った。

私が 20 歳のころに父親が亡くなり、母親は遺族年金を受給し大変助かったと常々話しており、私が退職するときにも脱退手当金は受給しないようにと言われ、当時は受給することが一般的だったが、私は厚生年金保険を年金として受け取りたかったので、脱退手当金を受給しない旨を退職当時の次長に伝え、脱退手当金の請求はしていない。

脱退手当金を受給したとされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚 5 人は、「A 事業所が退職者の意思を確認せずに、脱退手当金の代理請求を行うはずがない。」と証言し、そのうち申立人と資格喪失日が近い 3 人の同僚は、「脱退手当金の手続は自ら行った。」と証言しており、当該事業所が申立人の脱退手当金の請求に関与したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、当時から、年金は大切なものであると認識しており、厚生年金保険被保険者証を年金請求時まで大切に保管していたと主張しているところ、社会保険庁の記録によると、申立人は、A 事業所を退職直後に国民年金に加入し、国民年金保険料を未納無く納付し続けていることから、厚生年金保険と国民年金との間に空白が生じないようにする意思が強かったものと考えられ、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人の妹は、「母親が年金の重要性について常々話していたことや、姉が脱退手当金の請求をせずにB県に転居したと母親が話していたことを覚えている。」と証言していることから、申立人が脱退手当金を受給していないとする申立内容は、これらの事情と一致するものであり信憑性が高い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から60年2月までの期間及び61年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から60年2月まで  
② 昭和61年6月から同年9月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る保険料の納付の事実が確認できなかったとの回答を得た。

国民年金の加入手続は昭和58年4月に自分自身で行ったが、申立期間については、海外留学や海外在住のため、国民年金保険料の納付を両親に任せて直接関与していないものの、年金手帳の記載内容や両親の話から未納とされているのはおかしい。実家の改築等で領収書は無く、申立期間当時の家計簿も無いが、申立期間を納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が昭和58年4月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年7月26日に払い出されていたことが推認され、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の両親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無い上、保険料の納付に関する申立人の両親の記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>であり、申立人自身は保険料の納付に関与していないことから、申立期間における保険料の納付状況が不明である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年7月から同年9月まで  
申立期間はA市に住んでおり、銀行か郵便局で月額1万5,000円か1万6,000円ぐらいを3か月分納付したと思うので、当該期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無い上、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする申立人の妻も、申立期間のうち1か月については過年度納付しているものの、残り2か月は未納となっている。

また、申立人の妻は、少なくとも平成6年8月ごろまでには申立人の国民年金保険料を3か月分まとめて納付したはずと主張しているが、A市の国民年金被保険者名簿により、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失の手続が行われた日は同年11月25日と推認され、同年8月の時点では納付書は発行されておらず、その時点では、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付できなかったものと推認される。

さらに、社会保険庁の記録及びA市の国民年金被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失に伴う申立人の妻に係る国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更及び申立人の厚生年金保険被保険者資格再取得（取得日は、平成6年10月21日）に伴う申立人の妻に係る国民年金第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更の届出日は、いずれも平成6年11月25日となっており、申立人が勤務する会社が、申立人の厚生年金保険被保険者資格の再取得に合わせて申立人の妻に係る国民年金の被保険者資格種別変更の届出を行ったものと推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 4 日から 44 年 7 月 21 日まで

国民年金の繰上支給申請のため社会保険事務所に行ったとき、A社に勤務した期間の厚生年金保険については、脱退手当金が支給されていると聞いた。

私は脱退手当金を受け取った覚えが無いので、申立期間の厚生年金保険被保険者期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和44年9月5日に支給決定され、申立人の厚生年金被保険者記録に基づき処理されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人とほぼ同時期にA社を退職した女性24人に係る記録を確認したところ、支給記録のある申立人を含む13人全員の厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、いずれも厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月以内に支給決定されているほか、同時期に退職した同僚の一人は、事業所から脱退手当金の説明を受けたと証言していることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性も否定できない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 7 日から 35 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 35 年 11 月 8 日から 36 年 3 月 29 日まで  
③ 昭和 36 年 10 月 24 日から 41 年 3 月 26 日まで

申立期間について、脱退手当金を請求もしていなければ受け取ってもないので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき処理されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、社会保険事務所が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 29 年 5 月 30 日まで  
年金記録の照会を行ったところ、「A社」に勤務していた記録は見付かったが、脱退手当金を受給しているとの回答があった。同事業所には夫も勤務しており、夫に関しては、脱退手当金を受給していないため、年金として受給できるとのことである。脱退手当金を受け取った覚えが無いので、脱退手当金を支払ったというのなら、はっきりした証拠を提示してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付記録欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱手 37 4,500 円 30.7.31」の記載があるとともに、申立期間の脱退手当金については、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき適正に計算されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が同僚であったと挙げているB氏については、事業所から脱退手当金の説明があったかどうかはよく覚えていないが、脱退手当金の受給については覚えていと証言している。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 38 年 6 月 23 日まで  
結婚のため退職してすぐに県外に引っ越して昭和 38 年 7 月 1 日から A 事業所に勤務し、受け取ったとされる 39 年 3 月 31 日には県外で仕事をしてきた。脱退手当金を請求した覚えは無いので、支給されているのであれば、どこでどのようにして受け取ったのか調べてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた B 社の同僚の一人は、「B 社において、脱退手当金に関する説明があった。」と証言しているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 6 月の前後 2 年以内に同社を退職し、脱退手当金の受給資格がある厚生年金保険被保険者 9 人中 8 人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 7 人が 6 か月以内に支給されていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性も否定できない。

また、申立期間に係る脱退手当金については、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき処理され、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。